

【発行日】平成20年7月25日【編集・発行】横浜市桂台地域ケアプラザ

HPアドレス:<http://www.katuradai.com>

7月11日に「貸し館利用団体交流会」を行ないました。36団体35名の方がお集まりいただき、貸し館についての意見交換を行ないました。今年度は皆様からのご希望もあり、第1部と第2部に分け、栄消防署指導の下、「避難訓練」と「救命講習会（AEDの使い方）」の研修会も行いました。様々なところで災害が起こっており、日頃からの備えと心構えが改めて大切になると実感しました。頭ではわかっているつもりでも、実際に体験した事があるかないかでは、いざ！と言うときに動きが違います。地域の中で行われている避難訓練などに、皆さん積極的にご参加される事をお勧めします。ここで、貸館利用時の防災の大切なポイントをご紹介します。①必ずリーダーは当日の活動人数を把握し、グループ員がなるべく別行動しないように心がける。②施設からの館内放送の内容(状況、指示など)をよく聞く。③入ってきた場所から戻ろうとする本能が人にはあるが、出火場所に依りて状況判断をすること。④施設内の避難経路を幾つか知っておく。以上4点ですが、皆様是非参考にして下さい。

ボランティア活動紹介！！

ボランティア活動に興味のある方、必見です！
ボランティアさんのお話を聞いてみませんか？
毎月1回桂台地域ケアプラザで、この周辺で活躍しているいらっしゃるボランティア団体が集まり、情報交換や話し合いが行なわれています。今年から、隔月でボランティア活動紹介の場を設ける事になりました。「ボランティア活動に興味がある」「この地域にはどんなボランティア活動があるんだろう」「皆どんな形態でボランティアをやっているんだろう」などボランティアをやってみたいなと思っている方、是非ご参加下さい。ボランティアの方々の生の声が聞けますよ！

【日時】9月8日(月) 14時～14時30分頃

【場所】桂台地域ケアプラザ 多目的ホール

【紹介グループ】

- ① グループ桂台(生活支援グループ)
活動内容：調理、買物、掃除、草取り、通院付き添い、保育などをお手伝いします。
- ② みどり会(ミニデイサービス)
活動内容：中途障害者と高齢者の集いです。ゲームや音楽会、年間計画に基づいて活動しています。
- ③ サロンかみの、出会いサロン(サロン)
身近なところで語り過ごせる場を提供しています。地域の皆と交流を！
【申込方法】桂台地域ケアプラザへ、直接もしくは電話にてお申込下さい。

おもちゃ文庫特別プログラム

～みんなあつまれ～

夏休み期間の特別プログラムの紹介です。

人形劇が遊びに来るよ！

ヘンゼルとグレーテルを楽しもう！



日時：8月22日(金) 10:30～11:30

講師：東洋英和女学院大学 「カトコの会」

場所：桂台地域ケアプラザ 2F多目的ホール

対象：乳幼児の親子15組(定員次第締め切り)

※サポートセンター径と共催の為、このプログラムのみ定員枠を作りました。ご了承下さい。

午前中のおもちゃ文庫利用の皆様へ

7月、8月の夏休み期間は障害のお子さん対象となります。下記の日程に限り、通常の形で開催しますのでご確認のうえ、お越し下さい。

《開催日》7/28(月)、29(火)	} おもちゃ文庫
30(水)、31(木)	
8/26(火)、28(木)	} 多目的ホール
29(金)	



豊かな老後講座のお知らせ

～いきいき さわやか シニアライフ～

10月から11月にかけて、「豊かな老後講座」を開催します。年を重ねてもいつまでも健康で若々しくいきいきと輝き続ける為には、日々の暮らしの中でどの様な事を心がければ良いか、皆様と一緒に考えてみましょう。※次号に内容の詳細を掲載します。

悪徳商法から身を守るために

ここ近年、新聞やテレビニュースで『高齢者を対象に悪徳商法』の被害を耳にします。皆さまもご存知かと思いますが、いまだ被害にあわれる方が後を絶たないことが全国的に問題になっています。次から次へと新しい手口が現れて「自分だけはひっかからない」と思っている、実際に遭遇すると慌ててしまう方が多いといえます。とりあえず情報発信と思い、ケアプラザでは新しい手口が現れたらすぐに皆様にお知らせできるように、独)国民生活センターが発行する「新鮮見守り情報」(消費生活に役立つ、消費者被害の実態や商品の安全性についての情報提供を不定期に発行)というメールマガジンに登録しています。その情報をボランティアグループ分科会などで報告させていただいております。

さて、今回は地域包括・富永が、去る6月30日に横浜市消費生活総合センター梶山悦子副所長のお話を伺う機会がありましたので、皆さまに悪徳商法の手口と対処法のポイントをレポートさせていただきます。

1 高齢者の消費者被害の状況とあたらしい手口

神奈川県全体では減少傾向にありますが、横浜市では平成19年度の被害件数が25,704件で、前年比11%増加しており、いまだ気をつけなければならない現状にあるそうです。最近の新しい手口の例としては・・・

「裁判所名を偽って通知文を送付し、指定の番号に電話をさせ、裁判手続き費用を振り込ませた」
「トイレの水漏れ工事業者の無料検査と偽り、工事終了後に多額の費用を請求する」
…これ以外にも手の込んだ手口がたくさんあります

2 悪徳商法の手口 ～これはキケン!!～

☆親切に装い近づいてくる!!

道で転んだときや重い荷物をもっていると親切に声をかけてきます。偶然のように感じますが、悪徳事業者は、常に被害者を探しており、契約目的で自宅に招き入れられる機会をうかがっています。

☆不安をあおる!!

水道や屋根裏の検査などを行うことを装い、住宅などに重大な欠陥があると不安をあおります。

☆契約を急がせる!!

しつこく連絡し、契約を急がせることで、他人に相談させないようにします。



ワンポイント!! 悪徳業者が使う決まり文句 ～こんな言葉が出たら要注意!～

『工事後、宣伝に使わせていただければお安くします』

『キャンペーン中ですので・・・』 『今回は特別無料に・・・』

『白蟻の痕跡がありまして・・・』 『排水で下の階の方から連絡がありまして・・・』

3 悪徳商法にだまされないための「予防のいろは」

い いい人よぞおう悪徳業者は、家にいれない

面識のない人は決して家にあげないことが肝要です。

ろ ろうばいしないで、鵜呑みにしない

必ず家族や友人に相談しましょう。

は はんごをおさない

その場で即決してはいけません。高額な工事の場合などは、いくつかの業者から見積もりを取るのが普通です。業者を比べるためにも絶対にその場で判子はおさないようにします。



4 もし被害にあってしまったら…

「クーリング・オフ」が活用できる場合があります。クーリング・オフとは訪問販売などで商品を契約した場合、ちょっと頭を冷やして考えてから、「やっぱり必要なかった」と思ったら、無条件で解約できる制度です。

- ①契約日から8日以内に書面で通知します。
- ②はがきに解約の旨を書いて、裏表の両面をコピーして自分で保管します。
- ③郵便局の「配達記録郵便」で出します。
- ④クレジットで契約した場合は、クレジット会社にも同じ方法で通知します。
- ⑤商品やサービスを使ってしまっても代金を支払う必要はありません。しかし、健康食品や健康食品や化粧品など、消耗品は使用した分の支払いを行うことになります。
- ⑥工事や修理などを行ってしまっても『クーリング・オフ』ができます。工事後から、以前の状態への原状回復は事業者が行う義務があります。

※注意しなければならないのは、『クーリング・オフ』は、不意性のある販売に対しての制度である為、雑誌や新聞の通信販売やインターネットの場合は、適用されないそうです。

5 消費生活センターをご存知ですか？

『クーリング・オフ』の活用の有無に係わらず、心配な場合は、早い段階で横浜市消費生活総合センターに相談するのが大切です。センターは上大岡ウイリングの中にありますが、高齢者や身体が不自由な方などは区役所から訪問していただけるサービスもあるそうです。

また、『ちょっと近所に気になる方が・・・』といった場合には、地域包括支援センターにご連絡いただいても結構です。消費者被害に関することであれば、横浜市消費生活支援センターと連絡を取り合いながら相談をしていくことも可能ですので、お気軽にご相談下さい。

横浜市消費生活総合センター (港南区上大岡西 1-6-1 ゆめおおおかオフィスタワー4F)

相談用電話番号(面接相談の予約も含む) 845-6666

受付日時 9:30 ~ 16:00(祝日・年末年始<12/29~1/3>を除く毎日)

※平日の12:00~13:00 および土・日電話相談のみの対応となります。

☆詳しくはホームページを参照下さい。 <http://www.yokohama-consumer.or.jp>

「子どもの情報教育」

～情報社会を安全に、安心して暮らすために～

情報通信技術が発展する中で、子どもたちが触れることのできる情報は膨大な量となり、それに伴い携帯などを悪用した犯罪も急増しています。このような背景から今年度の思春期講座では情報教育をテーマに取り上げ、内田洋行教育総合研究所の浅川大二郎氏を講師にお迎えし「子どもに安心、安全な情報教育を」と題してお話を伺いました。

情報が溢れた社会を生きる子どもたち ～ネット・ケータイ社会の実態～

小学5年生の2割・中学2年生の4割が携帯電話を所有し、1日のメール件数が51通を超える中学生が16%、小学生でも3%という驚きの調査結果が出ています。

例えば、連絡網としてのメーリス、遊びの一種であるバトン、自己表現のためのプロフ・ブログ・SNS、小遣い稼ぎのためのアフィリエイト・リアルマネートレード、意見交換のためのコミュニティサイト・裏掲示板、モバゲータウン…皆さんはいくつご存知ですか？

このうちモバゲータウンは、1000万人以上いる会員の大半が10代という問題になっているサイトだそうです。無料ゲームを提供することで簡単に子どもの心を捉え、現実とかけ離れた仮想世界にのめりこむ子どもは、実生活での人間関係を閉ざしてしまう危険性をはらんでいます。

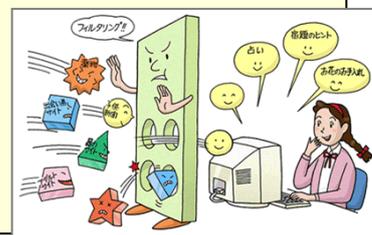
他にも、「出会い系サイトへのアクセスによる被害はケータイが9割以上」「学校裏サイトによるイジメの蔓延、実名をあげての悪口が横行（4万件近い裏サイトが存在）」「QRコードによる金銭稼ぎ（過激な写真の公開ヘスカレート）」…実態を知らないのは親ばかりであるという事実を痛感させられます。



子どもが上手にケータイと向き合うための7か条 ～家庭での情報教育のポイント～

情報が氾濫する社会を生きる子どもに親はどのように接すればよいのでしょうか。浅川氏が講演で示されたポイントは以下の7点です。

- 1 情報モラルの確立（公共の場でのルールを教え、我が家の約束を作ること）
- 2 「何かあったら携帯をとりあげる」は禁句、子どもは隠し、信頼関係が崩れる
- 3 サイトの二面性について話し合う
- 4 ノー携帯デーを作る
- 5 子どもが何をしているのか関心を持つ
- 6 親もケータイについての知識があることを知らせる
- 7 有害サイトアクセス制限サービスの利用（小学生は特に）



「親子の会話が少ない、家があまり好きではないという子どもの多くがケータイに依存し、居場所をみつめようと深みにはまっていく…」浅川氏の言葉にハッとさせられました。「文字や記号に頼り、自分の素直な気持ちを言葉にして伝えることが苦手」「寂しさや孤独感から抜け出す術がわからない」そんな子どもたちからの無言の訴えに、我々大人はそのサインを見逃さず、直に対話することが求められています。これから長い夏休みを迎えますので、コミュニケーションの機会を増やし、親子が近づくチャンスです。今を生きる、どの子供にも共通の課題だと思えます。ぜひこの夏休みを有効に活用していきましょう。